

中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領海侵犯に関する意見書

尖閣諸島は、日本政府が明治28年1月に沖縄県への所轄を決定して以来、日本人が漁業や林業を営み、かつおぶし工場が操業された実績があることや、大正9年に中国政府が石垣島の住民に宛てた感謝状で「日本領」と明確に記されていることから、尖閣諸島が我が国の領土及び本県の行政区域であることは歴史上も国際法上も疑問の余地がないところである。

日中関係は、尖閣諸島の国有化に端を発し急激に悪化し、中国各地で反日デモが相次いだほか、中国公船の尖閣周辺海域への航行が常態化しており、海上保安庁との攻防が連日のように続いている。これは、歴史的な交流を通して沖縄と中国の間で築いてきた良好な関係を損ねることになり県民は不安を感じている。

よって、政府におかれては、国民の生命、安全及び領土・領海を守る立場から、沖縄県の置かれている状況を理解し、冷静かつ平和的な外交交渉を実施するとともに、尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できる適切な措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月11日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て

